提出日:西暦 2013 年 3 月 25 日

社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所 報告者:堀口 佑美

研	
修	
テ	DV事件について
-	
マ	
主	
催	両性の平等に関する特別委員会
者	
受	
講	名古屋銀行協会(2階)
場	
所	
受	
講	2013/3/25 (月) 13:30 ~ 16:00
期	
間	
研	
修	
内	DVの現状と支援に関する報告及びDV事件への対応
容	
研	講師:特定非営利活動法人フェミニストサポートセンター 隠岐 美智子氏
修	弁護士 可児 康則氏
の	
成	研修の内容は、
果	1 DVに関する内閣府のビデオ鑑賞
及	2 隠岐氏からDVの現状、被害女性の心情、DV被害者への支援に関する説明
び	3 可児弁護士からDV事件への対応について、弁護士として気を付けるべきことの講
感	義
想	という流れで進められた。
رت,	

DV事件は、今まで一件しか扱ったことがなく、どのようなものかのイメージがわいていなかったが、結婚した女性の 20 人に一人は身体に危険を感じるほどの暴行を受けたことがある等の統計の結果などをきいて、身近な問題だと認識を改めた。

可児弁護士は、DV事件を数多く扱ってきた弁護士で、調停においては相手方に会わないよう、期日を別にしてもらうなど、事件を進めていくにあたって具体的に気を付けるべき点を学ぶことができて有意義だった。DV被害者の安全確保や心情への配慮など、DV事件は、通常の事件よりも気を配るべき部分が多い事件類型であると感じた。

受 講

堀口佑美

者